

令和2年玄海町議会定例会11月会議会議録

招 集 年 月 日	令和2年6月8日（月曜日）					
招 集 場 所	玄 海 町 議 会 議 場					
開 閉 会 日 時 及 び 宣 告	再開・開議	令和2年11月30日午前9時00分			議 長	上 田 利 治 君
	散 会	令和2年11月30日午前9時05分			議 長	上 田 利 治 君
応（不応）招議 員及び出席並び に欠席議員 ○ 出 席 × 欠 席 × 不応招 出 席 9名 欠 席 0名	議席 番号	氏 名	出 席 等 的 別	議席 番号	氏 名	出 席 等 的 別
	1	小 山 善 照 君	○	2	山 口 寛 敏 君	○
	3	宮 崎 吉 輝 君	○	4	井 上 正 旦 君	○
	5	池 田 道 夫 君	○	6	欠 番	
	7	友 田 国 弘 君	○	8	中 山 昭 和 君	○
	9	岩 下 孝 嗣 君	○	10	上 田 利 治 君	○
会議録署名議員	3 番	宮 崎 吉 輝 君		2 番	山 口 寛 敏 君	
地方自治法第 121条第1項に より説明のため 出席した者の職 氏名	町 長	脇 山 伸 太 郎 君		副 町 長	西 立 也 君	
	教 育 長	中 島 安 行 君		総 務 課 長	山 邊 健 仁 君	
	防 災 安 全 課 長	加 納 晴 美 君		企 画 商 工 課 長	日 高 大 助 君	
	住 民 課 長 兼 会 計 管 理 者	脇 山 和 彦 君		健 康 福 祉 課 長	中 山 ふ み 君	
	農 林 水 産 課 長	山 口 善 正 君		ま ち づ くり 課 長	中 村 大 造 君	
	生 活 環 境 課 長	鈴 木 博 之 君		教 育 課 長	中 山 昌 直 君	
職務のために議 場に出席した者 の氏名	事 務 局 長	熊 本 秀 樹		議 会 事 務 局 主 査	松 本 辰 範	

令和2年玄海町議会定例会11月会議議事日程（第1号）

令和2年11月30日 午前9時再開（開議）

日程1 会議録署名議員の指名について

日程2 会議期間の決定について

日程3 議案第64号 玄海町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定
について

午前9時 再開（開議）

○議長（上田利治君）

おはようございます。ただいまの出席議員は9名であります。定足数に達しておりますので、これより令和2年玄海町議会定例会11月会議を再開いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

日程に入るに先立ち、諸般の報告を職員にさせます。

○議会事務局長（熊本秀樹君）

報告いたします。

本定例会11月会議に、別紙のとおり条例の一部改正1件が町長から提出されております。

以上でございます。

○議長（上田利治君）

本日の議事日程につきましては、あらかじめお手元に配付しております議事日程表によって御了承方お願いいたします。

日程1 会議録署名議員の指名について

○議長（上田利治君）

日程1. 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第108条の規定により、3番宮崎吉輝君、2番山口寛敏君を指名いたします。

日程2 会議期間の決定について

○議長（上田利治君）

日程2. 会議期間の決定についてを議題といたします。

お諮りいたします。本定例会11月会議の会議期間は、本日11月30日の1日間としたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上田利治君）

御異議なしと認めます。よって、本定例会11月会議の会議期間は、本日11月30日の1日間とすることに決定いたしました。

日程3 議案第64号 玄海町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について

○議長（上田利治君）

日程3. 議案第64号 玄海町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。脇山町長。

○町長（脇山伸太郎君）

おはようございます。それでは、議案第64号 玄海町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定につきまして提案理由の御説明を申し上げます。

本年10月、人事院及び佐賀県人事委員会より給与改定に関する勧告がなされ、一般職及び特別職の給与が改定されることに伴い、本町においても、これに準じて関係条例の改正を行うものでございます。

今回の勧告は、公務員と民間の給与比較の結果、公務員の給与が民間給与を上回っていたことから、その較差を解消するものとなっています。

これを受けて、本町においても一般職員、任期付職員及び特定任期付職員の特別給のうち、期末手当支給率を引き下げることとしております。

また、議会議員及び特別職につきましても、国家公務員の特別職の期末手当支給率が一般職に準じて改定されたことに伴い、併せて引き下げることとさせていただきます。

なお、月例給につきましては、民間給与との較差が極めて小さく、適正な給与改定が困難であることから、本年度においては見送られています。

今回、この条例改正により、期末勤勉手当の年間支給率が、一般職員で年間4.50月分から4.45月分に0.05月分引下げとなります。また、議会議員及び特別職並びに特定任期付職員の

期末手当につきましては、年間3.40月分から3.35月分に0.05月分引下げとなります。

今回の改正における影響額は、一般職、特別職合わせて年間で総額約2,000千円、議会議員につきましては、年間で総額約160千円の減額となります。

以上、提案の理由を申し上げましたが、どうか御審議の上、原案どおりの御決定をいただきますようお願い申し上げます。

また、質疑がありましたら担当課長より答弁させますので、御了承お願いいたします。よろしくをお願いいたします。

○議長（上田利治君）

これより質疑に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上田利治君）

以上をもって質疑を終結いたします。

これより討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上田利治君）

以上をもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。

議案第64号 玄海町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定については、原案のとおり決するに賛成諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（上田利治君）

起立全員と認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

以上をもって本定例会11月会議に付議された案件の審議は全て終了いたしました。よって、令和2年玄海町議会定例会11月会議はこれにて散会いたします。

午前9時5分 散会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

玄海町議会議長

玄海町議会議員

玄海町議会議員